

社会福祉法人悠々会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠々会（以下「当法人」という。）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等には、報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

費用弁償額 日額2,000円

2 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、職員の旅費規程に準じて、旅費を支払うことができる。

(公 表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。